

茨城県ゲートキーパー養成研修システム管理運営要項

(目的)

第1条 この要項は、本県の自殺対策に資するため、平成24年度ゲートキーパー養成・サポートネットワーク体制整備事業において作成したゲートキーパー養成研修システム(以下「システム」という。)に係る管理運営に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において、ゲートキーパーとは、自殺総合対策大綱(平成24年8月28日閣議決定)中、第3の3に定める「自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及したり、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る者」をいう。

2 この要項において、システムとは、研修用Digital Versatile Disc(以下、研修用DVD)及びそれに付随する研修用テキストをいう。

(使用目的)

第3条 システムは、次の各号に掲げる事業において使用しなければならない。

- (1) ゲートキーパーを養成するために実施する研修
- (2) 自殺対策に関する普及啓発
- (3) 自殺対策に関する調査研究
- (4) その他県が自殺対策に資すると認めるもの

(承認)

第4条 システムの使用者は、システム使用承認申請書(様式第1号)を作成し、県の承認(様式第2号)を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる団体については、県の承認を要しないものとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第1条の3に定める県内市町村
- (2) 県行政組織条例(昭和38年10月26日条例第45号)第9条に定める保健所及び同条例第9条の5に定める精神保健福祉センター
- (3) その他県がシステムの使用者として認める団体

(禁止事項)

第5条 システムの使用者は、システムに関し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、前条に掲げる団体については、第1号に定める行為を行うことができるものとする。

- (1) システムの複製等を行う行為
- (2) インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて、システムを共有し、又は発信等を行う行為
- (3) 第3条に定める事業以外にシステムを使用する行為
- (4) 営利を目的とした行為

(実績報告)

第6条 システムの使用者は、システムに関し、第3条に定める事業の実績について、事業の実施後、システム使用実績報告書(様式第3号)を作成し、県に提出しなければならない。ただし、第4条各号に掲げる団体については、原則としてこの限りではない。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、システムの管理運営に関し必要な事項は県が別に定める。

付 則

この要項は、平成25年5月1日から施行する。

この要項の改正は、平成25年11月12日から施行する。